平成27年度第2回岩倉市総合教育会議議事録

- **1 日時** 平成 27 年 11 月 26 日 (木) 午後 2 時~午後 3 時
- 2 場所 市役所 7 階 第 3 委員会室

3 出席者

(構成員)

岩倉市長 片岡 恵一

岩倉市教育委員会

教育長長屋勝彦教育長職務代理者井上隆義教育委員熊沢辰巳教育委員江口雅啓教育委員丹羽礼子教育委員松本恵

(構成員以外の出席者)

副市長 久保田 桂朗 総務部長 奥村 邦夫 教育こども未来部長 山田 日出雄 学校教育課長 石川 文子 学校教育課管理指導主事 有尾 幸市 学校教育課主査 今枝 かづき 生涯学習課長 片岡 和浩 秘書企画課長 長谷川 忍 秘書企画課主査 加藤 淳 秘書企画課主事 渡邊 拓己

(傍聴者)

0名

4 会議内容

午後2時 開会

(開会)

秘書企画課長

皆さんこんにちは。

時間になりましたので、ただ今から、第 2 回岩倉市総合教育会議 を始めさせていただきます。私は秘書企画課長の長谷川でございま す。よろしくお願いします。

まずは、お手元に配布させていただいております資料のご確認を お願いします。

本日の会議の次第、そして右肩に資料番号が振ってありますが、 資料 1-1 岩倉市教育振興基本計画推進委員会委員名簿、資料 1-2 「岩 倉市教育振興基本計画」の基本事項(案)、資料 1-3 岩倉市教育振興 基本計画 全体スケジュール、資料 2-1 いじめ防止対策推進法(概 要)、資料 2-2 いじめの防止等のための基本的な方針(概要)、資料 2-3 岩倉市いじめ防止基本方針スケジュールでございます。

それでは、お手元の次第に沿って会議を進行させていただきますの で、よろしくお願いいたします。

はじめに、片岡恵一岩倉市長からごあいさつ申し上げます。

(市長あいさつ)

市長

皆さま、こんにちは。本日は、ご多忙な中、第2回岩倉市総合教 育会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

日ごろは、岩倉市政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先日、名古屋市でいじめによる痛ましい事件が発生いたしました。 いじめ問題は、いじめに関わったすべての子どもの人格形成に少 なからず影響を与え、場合によっては人と人との関係を断ち切るだ けでなく、かけがえのない子どもの生命を奪うこともある憂慮すべ き問題でございます。この問題につきましては、平成25年9月に「い じめ防止対策推進法」が施行され、平成26年9月に「愛知県いじめ 防止基本方針」が示されました。

本市においても、これまでの取組の積み重ねを踏まえて、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定が必要になっています。

本日の会議では、第1回の会議においても議題とさせていただき

ました「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」と「いじめ防止基本方針について」を議題とさせていただいております。それぞれのお立場で忌憚のないご意見をいただきながら、より良い市政を推進していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

(教育長あいさつ)

教育長

お忙しい中ですけれども、教育会議をよろしくお願いします。前回の会議で、総合教育会議の運営要綱ができました。今市長からお言葉がありましたが、教育の総合的な施策の大綱といじめ防止基本方針について検討することになります。将来子ども達が岩倉市の学校で育ってよかったなとか、ワクワクするような学校生活だったなとか、岩倉市に住んでいてよかったなと思えるような教育施策を教育委員会としてやっていきたいと思っています。それを応援していただけるようなより良い総合教育会議になるといいなと思っていますので、ぜひ忌憚のない意見をお願いします。

(報告事項)

(1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

市 長 それでは、報告事項(1)教育、学術及び文化の振興に関する総合 的な施策の大綱について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長の石川です。教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について、ご説明いたします。前回の総合教育会議において、平成27年度、28年度の2か年で策定をする岩倉市教育振興基本計画の基本理念等の部分を大綱として位置づけることを基本とすることのご承認をいただきましたので、10月6日に開催いたしました第1回岩倉市教育振興基本計画推進委員会の内容につきまして報告させていただきます。

資料1-1 (委員名簿)をご覧ください。 教育振興基本計画推進委員会条例に基づきまして、表のとおり20人の委員を委嘱しました。 また、委員長には愛知教育大学教授・附属名古屋小学校長の土屋 武志委員を、副委員長には岐阜大学地域協学センター長・教授の益 川浩一委員を選任させていただきました。今年度は全体会2回にな りますが、来年度以降は部会にわかれて、それぞれ、土屋委員長に は学校教育の部会長を、益川副委員長には生涯学習関係の部会長を お願いする予定となっております。

次に、資料1-2 (計画の基本事項)をご覧ください。資料に従い、計画の概要について説明させていただきます。

まず、1つ目は策定の趣旨です。岩倉市教育振興基本計画は岩倉市における教育、生涯学習等に関する取組みを総合的・計画的に推進するために策定するものであります。また、策定にあたっては、国、愛知県の動向や、下の表にございます計画や施策の実施状況等を捉えるとともに、変革する社会経済情勢等に対応したものとする、となっております。

2つ目は、計画の期間です。計画につきましては、さきほど申し上げました平成27年度から平成28年度の2か年にわたって策定をいたします。計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。なお、必要に応じて、中間年度を目途に、本計画の見直しを行います。

3つ目は計画の位置づけです。教育振興基本計画は「教育基本法」 第17条第2項に基づいて策定する、本市における教育振興のため の施策に関する基本的な計画として位置づけます。また、本計画に は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく大綱を 盛り込むものとすることを確認しました。

4つ目は、策定の体制です。まず、アンケートですが一般市民に対するもの、児童生徒に対するもの、またその保護者に対するものとしてアンケートを行っています。また、団体ヒアリングを行うことによって市民の意見等を把握し、問題や課題を抽出していきます。こちらの意見の抽出をしまして、事務局で基本理念や将来像、また様々な施策の検討をしていきます。そして、それをもって教育振興基本計画推進委員会にかけ、総合教育会議のほうにも諮り、教育振興基本計画と大綱の整合性をとりながら進めていきます。

5つ目は、教育振興基本計画の策定方針です。4つの方針をもとに教育振興基本計画の策定をしていきます。1つ目は岩倉市の教育、生涯学習等のマスタープランとして策定する。2つ目は評価、管理がしやすい計画とする。できる限り数値目標の設定を行うものとします。3つ目は児童・生徒や市民の声を反映した計画とする。さきほど申し上げたアンケート、一般市民や児童生徒、児童については小学校5年生、生徒については中学校2年生を対象としています。また、その保護者を対象に実施しています。また、よりきめ細やかな市民の意見を聞くために団体や保護者などを対象とした団体ヒアリングを実施していきます。4つ目は市民にとってわかりやすい計画とするということで、計画書の概要版を見やすく親しみやすいものとして作成する予定となっております。

併せて、岩倉市の教育等を取り巻く状況について、説明させていただきました。また、アンケートについては、3種類のアンケートの案を提示して、委員の皆さんからいただいたご意見に基づいて修正を行った後、10月28日に一般市民に対しては郵送で、児童生徒及び保護者へは学校経由で配布をさせていただきました。

現時点でのアンケートの回収状況についても報告させていただきます。一般市民は 2,500 人を対象に送付させていただき、回収については 1,021 人で回収率は 40.8%となっております。小学校 5年生・中学校 2年生の児童生徒は 785 人が対象になっており、回収はそのうち 751 人、回収率は 95.7%となっております。その保護者については 785 人中 679 人、回収率は 86.5%となっております。

続いて、資料1-3をご覧ください。計画策定に関する全体のスケジュールになっています。一番下の欄のほうに推進委員会の開催時期と内容等を記載してあります。全体会の第1回は10月6日に開催をして委員委嘱、計画の基本事項の確認、アンケートの検討、今後のスケジュール確認をさせていただきました。第2回は2月を予定しております。アンケート結果の確認、ヒアリング結果の確認、課題等についての意見交換を行います。前後いたしますが、上の欄に事務局で行う事務が記載してあります。さきほど申し上げましたアンケート調査の実施が10月、11月のところにございます。団

体ヒアリングも今後行っていきます。その後、アンケート結果の分 析を行います。併せて、団体ヒアリングの結果をまとめていきます。 そして、計画については骨子案の策定を12月、1月のところで予 定しております。骨子案の策定をして、先ほど申し上げました2月 の会議にて諮らせていただきます。その後に施策体系の作成、計画 素案の作成を行います。全体会は来年度の5月に骨子案の確認、全 体目標、方向性等の検討をいたします。その後、部会にわかれて、 各施策、細かい分野における現状課題、今後必要になる取り組み、 分野の中でも重点的に取り組む事項等の検討を部会ごとに行いま す。そして、その部会の意見が反映された素案の確認をするという 予定になっております。その後に全体会を開きまして、計画素案の 検討、確認を行います。そして、パブリックコメントの実施を来年 12月ごろに予定をしております。それを受けて2月の全体会でパ ブリックコメント結果の確認、最終原案の確認および承認をいただ いて計画書の作成をしていくという全体のスケジュールとなって おります。今後、団体ヒアリング等の実施を進め、課題等を抽出し て基本理念を検討していきます。第2回の計画推進委員会は来年の 2月16日に実施する予定となっております。これを受けまして、 次回の総合教育会議では計画の骨子の素案の提示をさせていただ いて、協議していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたし ます。大綱、計画の策定状況についての報告は以上です。

市 長 ただ今、事務局からの説明がありましたが、何かご質問はありま すか。

井上委員 要はアンケートの結果をまとめてから、それをもとにこれから計画を作るということですね。あと、このアンケートはすべて無記名ですか。

学校教育課長 はい。すべて無記名となっております。

市 長 他に質問等はありますでしょうか。 次回の総合教育会議にて、具体的な案が出てくるということです 教育こども未来部長 大綱となる計画の骨子案を提示できると考えています。

(2) いじめ防止基本方針について

市 長 次に、報告事項(2)の「いじめ防止基本方針について」でございます。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 初めに、この方針の策定にあたっての背景、経過とその概要についてご説明いたします。

この方針の根拠となります「いじめ防止対策推進法」の成立の経緯といたしましては、平成23年10月の滋賀県の大津市で起きました、痛ましいいじめによる自殺の事案でございます。当時の教育委員会の対応が問題となったことが契機となり、翌年2月に政府の「教育再生実行会議」において、「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」という提言がなされ、議員立法により6月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

この法律の施行を受けて、平成25年10月に国のいじめ防止基本 方針が、また、翌年の平成26年9月には愛知県の基本方針が策定 されました。

次に、いじめ防止対策推進法の概要について説明させていただきます。資料2-1をご覧ください。また、参考ということで法律もお配りさせていただいておりますので、そちらのほうもご覧いただけたらと思います。

まず、第1章の総則、第2条のところで、「いじめ」の定義がなされております。「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、インターネットを通じて行われるものを含む行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されました。

また、第3条では基本理念、第4条ではいじめの禁止、また第5

条以下のところでは国、地方公共団体、学校等の責務について規定 がなされています。

第2章では、いじめの防止基本方針等について規定がなされております。第11条では、国のいじめ防止基本方針が規定されており、文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする、となっています。第12条では、地方公共団体のいじめ防止基本方針が規定されておりますが、こちらは努めるものとするということで努力義務となっております。これを受けて、愛知県は平成26年9月に策定をいたしました。第13条では、学校いじめ防止基本方針について書かれております。学校のほうは方針を定めるものとする、ということで岩倉市においても平成26年に学校いじめ基本方針を全小中学校で作成しております。

第3章には、基本的施策について書かれております。学校の設置者及び学校が講ずるべき基本的施策として、道徳教育等の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が構ずるべき基本的施策として、いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、調査研究の推進、啓発活動について定めております。

第4章では、いじめの防止等に関する措置が規定されております。 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に 行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的 な知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置くも のとする、となっており、個別のいじめに対して、学校が構ずるべ き措置としていじめの事実確認、いじめを受けた児童生徒又はその 保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、また はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪 行為として取り扱われるべきであると認めるときは所轄警察署と の連携について定めること。また、懲戒、出席停止制度の適切な運 用等、その他いじめの防止等に関する措置を定めております。

第5章には、大津の事件で問題となりました重大事態への対処について規定されました。重大事態の発生時には学校の設置者又は学

校は速やかに事実確認を正確にするための調査を実施すること、対象となった児童生徒及び保護者への適切な情報提供を行うこと、地方公共団体の長へ報告することを規定しております。さらに必要であれば、地方公共団体の長による再調査の実施が規定されております。いじめ防止対策推進法の概要は以上になります。

続いて、資料2-2をご覧ください。「いじめの防止等のための 基本的な方針」の概要となっております。法律に基づいたものとなっておりますので、重なっている部分がございます。第2の2に地 方公共団体が実施すべき施策が書かれております。こちらの地域の 基本方針の策定、先ほど申し上げました基本方針を定めることが望ましいということになっております。また、平素から関係機関が連 携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望まし いとされています。

さらに、市が策定した、いじめ防止基本方針を実効的に行うようにするため、教育委員会に専門的な知識を有する第三者が参加する 附属機関を置くことが望ましいとしています。

地方公共団体では、方針の策定は努力義務となっていますが、昨 今のいじめに関連する痛ましい事件等を鑑みますと、岩倉市におい ても、「岩倉市いじめ防止基本方針」の策定を進めていきたいと考 えています。

策定にあたってのスケジュールでございますが、資料2-3のとおりとなっています。方針、素案を事務局で検討を重ねた後、1月に教育委員会に諮りまして、素案に対する意見聴取をいただきまして、その後2月の総合教育会議で素案の承認を受けて、3月にパブリックコメントの実施を考えております。また、並行して、教育委員会、市長部局の附属機関の設置に関わる組織の調整を図り、来年度に開催いたします第1回目の総合教育会議において方針案の協議、決定をしていただき、また、9月に附属機関の設置条例を議会に上程するといったスケジュールで考えています。いじめ防止基本方針についての説明は以上です。

ただいまの事務局からの説明に何かご質問はございますか。

市

長

江口委員

岩倉市いじめ防止基本方針ですが、こちらは岩倉市独自に作成するのでしょうか。それとも、他の市町村も国の基本方針をベースにして作成しているのでしょうか。

学校教育課長

国や県の方針を参考にしながら岩倉市のものを作るということで 考えております。

井上委員

岩倉市の子ども条例が他と比べて優れているところは、権利を守るということを書いてあるが、逆に義務として、それを守るためにいろいろ市民がやらなければならないということが書いてあることです。例えば、いじめに関してもいじめられている子を見つけるとかではなくて、子どもがいじめられたら必ずそれを報告しなさいという、先生が見つけるのではなくて、子どもたちがおかしかったら自分から言うような一報というか、そういうことが義務としてあったほうがいいく、思います。こども条例は義務が多く見受けられる、守るだけではなく、守るためにこうしなければいけないだろうということが書かれています。子どもたちも多分いじめをなくすためだったら、いじめをしている子を見過ごすのではなくて、自分でラジエイトしてやらなければいけないとか、本当はそういうのも入るといいかなと思います。なかなか難しいと思いますが、子どもたちは自分からは言えないのでしょうか。

教育長

言えないというよりも、言わないほうが多いと思います。言えない雰囲気があるというわけではないだろうと思います。ただ、他に関心を示さないというか、自分以外だったら関与しないとかそういう風潮があるかと思います。

井上委員

逆に言うと自分がいじめられるかもしれない、というのがあるのか と思います。

教育長

そのような思いもないことはないと思います。そういうことについても、検討事項にいれておいて、方針としての全体のバランスがあるので、検討していく必要があると思います。

井上委員

名古屋であったいじめの件ですが、アンケートをとるときに記名だったら何も書かないのかなと、無記名でやらないと仕方がないかと思います。ただ、そのアンケートの中にもガセネタかもしれないけれどガセネタの中に非常に大事なことがある可能性があることを気に留めておかなければならないと思います。

教育こども未来部長

子ども条例のことですが、子どもの権利を保障するための責務ということで、市民、保護者、事業者、もちろん市についても規定をしております。そうしたところが地域の中で見守っていくという話になると思います。いじめ問題対策連絡協議会の設置等もありますが関係機関という話でありますし、また、こうした基本的な方針を定めるにあたって、地域や保護者ももちろんですがそうした関わり方を項目に入れることも可能であると考えております。

熊沢委員

学校ごとに組織を作るということが書かれておりますが、組織の中 での話というのはその後、教員にフィードバックするのでしょうか。

学校教育課長

当然、学校の中ではそういう情報は共有することで組織として関わっていきます。

熊沢委員

その組織というのは、教育委員会としては校長先生を通じて、内容 を把握するということになるのでしょうか。

学校教育課長

当然、そういう事案がありましたら学校から教育委員会に情報等を 報告してもらう形になります。

教育こども未来部長

学校のほうでは基本方針は策定されておりまして、その中でいじめに対するそういう組織というのは利用されていくと考えております。 国の方針でもありますけれども、教員一人で抱え込むのではなくて、 組織として対応していくということになりますので、そうしたところ は市の方針を作成する際に盛り込みたいと思っております。学校は学校全体として、またそれを教育委員会として、連携しながら対応していく形になるかと思っております。

熊沢委員 もう一点、聞き取りと書いてありますが、これは校内で授業時間中 に行うのでしょうか。

教育こども未来部長

それは実際にはそのときの状況によって変わってくるだろうと思います。いじめられているだろう児童といじめをした側の児童の状況に十分配慮しながら対応していくということが国の方針にも書かれておりますので、その時々によって状況を見ながら対応することになると思います。

熊沢委員 いじめた側、加害者側の聞き取りというのは実施するのでしょうか。

教育こども未来部長

必要に応じて実施することになると思います。そのへんのところも 微妙な話ではありますが、聞き取りが可能な場合というのを国の方針 でも触れてますのでその時々で判断することになると思います。いじ められる側がいじめる側に回ってしまうことがあるので、児童生徒全 体の状況も見ながら、当事者の状況も確認しながら十分配慮した形で の対応が求められると思います。

市 長 他に何かございますか。

丹羽委員

さきほど井上委員の話の中にもありましたがいじめられている子を 見ている地域の人や、自分の子どもから「あの子いじめられているよ。」 と聞いている親がいても、自殺するという事件があったと思います。 たとえば、あざができている子どもを見つけたり、「お母さん、あの子 はこういうふうにいじめられているよ。」と聞いている親がいたにも関 わらず、その子はひどいいじめを受けて川で亡くなったという事件が ありました。話を聞いた、見たっていうのを報告するという、弱い子どもを守るための義務というのが、もうちょっと積極的な行動をとるようなことが大事ではないかと思います。そういうところもなんらかの形で盛り込んでいければと思います。もうちょっと強い何かで守らないといけないかと思います。

教育こども未来部長

実際なかなか強制的なところというのは難しいと思うんですが、日常的な学校あるいは人権に関するところや人権としての子どもの権利というところの啓発や教育が大切で、いじめは人権を侵すものであるということを子どもたちに伝えていく必要があり、もちろん市民の方々にもそういうことを見かけたら情報提供してもらうようなことになるといいと思います。地域で子どもを守るということが大切だと思うので、方針の中に入れ込むのか検討する必要があるかと思います。子ども条例の中では市民の役割という形であります。基本方針を作成するときにそういうところが大切なので、市民への周知、啓発を図っていくような書き方はできるかと思います。義務として明記するのはなかなか難しいかもしれません。虐待は通報義務があるわけですが、いじめに関しても虐待と同じような扱いにできるかということが難しいところではあります。そのへんのことも考慮しながら検討していく必要があると思います。

井上委員

何か起きても学校の先生にすべて責任を負わせるというのは無理な話で限界があるのではないかと思います。別に何も隠しているわけではなくて、そこまで全部が把握できていない。そうなるともっと他の子たちで、社会の中の一員として、社会との接点があるからそういったところからも指摘しなければ難しいのではないかと思います。実際亡くなると友達は一番ショックを受けると思います。「何で言わなかったの。」とか「もっとやってあげればよかった。」とか思うだろうと思います。なので、そういったことがもっと早くできるようにしないといけないと思います。先生だけに責任がのしかかっていくと限界があると思います。

丹羽委員

亡くなった子が遺書を書いている中で、「見つけられなかったわけではなくて、僕が見せなかったんだよ。いじめられていることを隠していたから。」ということを書いている子がいました。それぐらいいじめられているということが自分にとっても親に言えない恥ずかしいことのように捉えて、隠していることが多いように思います。先生は本当にわからないでいるんだろうなと思います。例えば、「大丈夫?なにかあったら教えてね。」っていう一方的なことでは絶対言わないと思います。見えないところやネットでいじめられている子も結構いると思うので、そういうところに周りが気づくというのは本当に難しいと思います。

松本委員

自己肯定感が低い子が増えていて、「僕には、私には・・・。」という子が増えてきているので、いじめをやめようという取組み、努力も必要ですが、根本的な命を大事にしようとか、自分でいいんだよっていう自己肯定感を高める教育をしていかないと、どんどん自分を傷つけたり、見下げたりしてしまう子が増えてしまうので、そういうところに力を入れていく教育が必要だと思います。自分を大切にすることで、周りを大切にすることにもつながっていくと思います。もちろん、いじめはだめだよ、いじめられたら言ってね、っていう周りのサポートも必要だと思いますが、本人の気持ちや命の大切さっていうところの教育に力を入れることを盛り込むといいかと思います。

学校教育課長

愛知県の基本方針の「関係者の責務」というところですが、いじめの未然防止という項目の中には、保護者は子どもの教育において、第一義的な責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身につけさせること等に努めるものとします、と書かれています。また、地域社会についても連携をして支援していくということが法律にも書かれておりますがそういったことも当然市で作る場合には織り込んでいけたらと思います。ただ、どういう書き方でどこまで書けるのかということが、難しいところではありますがいろいろご意見いただいて検討していきたいと思います。

教育こども未来部長

今の自己肯定感の話ですが、少し前に新聞で日本は他国と比べて低いということが載っておりましたが、第4次総合計画を作る際に基本理念の中で、役立ち感に満ちた市民社会を目指すということをうたっております。市民との協働という話ではありますが、どんなに小さなことでもいいから誰かの役に立てたり、それが自分の自己肯定感につながっていくということを込めて、作成しました。自己肯定感を育むことが自分を大切にする、また他者を大切にするというところにつながっていくと思います。

(5) その他

市 長 他にはよろしいでしょうか。それでは最後にその他について事務局 から何かありますか。

秘書企画課長 次回の会議日程が、平成28年2月25日(木)の午後2時からの予 定です。またご案内させていただきますが、よろしくお願いします。